

福井市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による県営土地改良事業半田地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 21 年 2 月 20 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を半田町 2 字上深田に編入する。

半田町 10 字 9、12、13、16、17、20 に隣接する道路 である市有地の一部
--

次の区域を半田町 3 字下深田に編入する。

町	字	地 番
半田町	2 字 上深田	1 から 5 まで 6 の一部 7 の一部
新開町	19 字 向田	15 の 2

これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部、半田町 9 字 14 の 1、15、16 の 1、17 の 2、18、19 の 1、19 の 2、20 から 22 までに隣接する道路である市有地の全部及び水路である市有地の一部並びに半田町 10 字 1、4、5、8、9 に隣接する道路である市有地の一部

次の区域を半田町 4 字大割に編入する。

町	字	地 番
---	---	-----

半田町	5字 河沙	11の6 12の6
	9字 中屋	1の2 2の2
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び半田町3字1から5までに隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を半田町8字大苗代に編入する。

町	字	地番
半田町	13字 瓜余町	1の1 3の1 4の1 5の1 6の1の一部
	14字 瓜屋	1の一部 4から6までの各一部 9の一部 10の一部
	15字 知原町	13から23までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を半田町9字中屋に編入する。

町	字	地番
半田町	10字 上ノ堰	1から8まで 9の一部 10の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び半田町3字5の一部、6から15まで、16の1に隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を半田町10字上ノ堰に編入する。

町	字	地番
半田町	11字 見取	1の一部
この区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び半田町2字16から20までに隣接する水路である市有地の一部		

次の区域を半田町13字瓜余町に編入する。

町	字	地番
半田町	14字 瓜屋	10の一部 13の一部 14の一部 17の一部
これらの区域に隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を半田町14字瓜屋に編入する。

町	字	地番
半田町	13字 瓜余町	12の1の一部 13の1の一部 2 6の一部
	20字 上遠屋	25から30までの各一部
	21字 七反田	1の一部 2の一部 3の1の一部 3の2の一部 4の1の一部 5の1 の一部 6の1の一部 7の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び半田町13字14の1、14の2、15の1、16の1、17から26までに隣接する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を半田町15字知原町に編入する。

町	字	地番
半田町	14字 瓜屋	1の一部 2 3 4から6までの各 一部 7 8 9の一部 10の一部 11の一部
	20字 上遠屋	7の一部 8の一部 15の一部 1 6の一部 18の一部 19の一部 25の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並び		

に半田町 7 字 1 6 の 3 及び 8 字 1 の 1 に隣接する道路、水路である
市有地の全部

次の区域を半田町 1 6 字横枕に編入する。

町	字	地番
半田町	1 5 字 知原町	1 から 1 1 まで 1 2 の一部
	1 9 字 下遠屋	1 0 の一部 1 1 の 1 の一部 1 2 の一部 1 3 の一部 1 5 の一部 1 6 の一部 1 9 の一部 2 0 の一部 2 3 の一部 2 4 の一部 2 7 の一部 2 8 の 1 の一部 2 8 の 2 の一部 3 1 の一部 3 2 の一部 3 5 の一部 3 6 の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに半田町 6 字 8 の 6、9 の 1、1 0 の 6、1 1 の 1、1 2 の 1 1、1 3 の 9、1 4 の 1、1 5 の 1、1 6 の 1、1 6 の 6、1 7 の 1、1 7 の 4、1 8 の 1、1 9 の 1、2 0 の 1、2 1 の 1、2 2 の 1、2 3 の 1、2 4 の 1、2 5 の 1、2 6 の 1、2 7 の 6 及び 7 字 1 の 4、3 の 6、5 の 1、6 の 1、7 の 1、8 の 3、9 の 3、1 0 の 3、1 1 の 3、1 2 の 3、1 3 の 3、1 4 の 1、1 5 の 1、1 6 の 3 に隣接する道路、水路である市有地の全部

次の区域を半田町 1 8 字合島に編入する。

町	字	地番
半田町	3 1 字 二本橋	8 の一部
	3 2 字 江広	1 の 1 の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

次の区域を半田町 19 字下遠屋に編入する。

町	字	地番
半田町	18 字 合島	11 の一部 12 の 1 の一部 12 の 2 の一部 13 から 16 までの各一部 17 の 5 の一部 18 の 1 の一部
	28 字 中才	12 の 2 の一部
	29 字 田中	1 の 1 の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び半田町 28 字 1 の 1、10 の 1 に隣接する水路である市有地の全部

次の区域を半田町 20 字上遠屋に編入する。

町	字	地番
半田町	15 字 知原町	11 の一部 12 の一部 33 の一部 34 の一部 35
	19 字 下遠屋	36 の一部 37 の一部 38 の 1 の一部 39 の一部 40 の一部
	21 字 七反田	1 の一部 2 の一部 3 の 1 の一部 3 の 2 の一部 4 の 1 の一部 5 の 1 の一部 6 の 1 の一部 7 の 1 の一部
	28 字 中才	12 の 2 の一部
二上町	5 字 下九日田	4 の 1 の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに半田町 22 字 1 の 5、2 の 1、3 の 1、4、5 の 1、5 の 3、6、7、8 の 1、9 の 1 及び 28 字 29 の 1、29 の 2、32 の 1、

3 2 の 2、3 4 の 1 に隣接する水路である市有地の全部

次の区域を半田町 2 1 字七反田に編入する。

二上町 5 字 1、2、3 の 1 に隣接する道路である市有地の全部

次の区域を半田町 2 2 字疇中に編入する。

町	字	地番
二上町	5 字 下九日田	4 の 1 の一部 5 の 1 6 の 1

次の区域を半田町 2 3 字中寺田に編入する。

町	字	地番
半田町	2 4 字 上寺田	1 5 の 1 1 6 の 1 1 7 の 1 1 8 の 1 1 9 の 1 2 2 の 1 2 3 の 1 2 6 2 7 3 0 から 3 4 まで

これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び介在する道路である市有地の全部

次の区域を半田町 2 7 字木橋に編入する。

町	字	地番
半田町	2 3 字 中寺田	4 4 の 1 4 5 の 1 4 6 の 1 4 7 の 1 4 8 の 1 4 8 の 2 4 9 の 1
	2 8 字 中才	2 0 の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部

次の区域を半田町 2 8 字中才に編入する。

町	字	地番
半田町	2 3 字 中寺田	9 の 1 1 0 の 1 1 1 の 1 1 2 の 1 1 3 の 1 5 0 の 1 5 2 の 1 5 3 の 1 5 4 の 1 5 5 の 1 5 6

		の 1 5 7 の 1 5 8 から 6 3 まで
	2 7 字 木橋	1 の 一 部 2 の 1 の 一 部 3 の 3 の 一 部
	2 9 字 田中	2 7 の 一 部 2 8 の 1 2 8 の 2 2 9 の 1 から 2 9 の 4 まで 3 0 3 1 の 3 の 一 部 3 2 の 3 の 一 部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を半田町 3 1 字二本橋に編入する。

町	字	地 番
半田町	3 2 字 江広	1 の 1 の 一 部 2 の 1 3 の 1 4 の 1 5 の 1 6 の 1 7 の 1 8 の 1 9 の 1 1 0 の 1 1 1 の 1 1 2 の 1 1 3 の 1 1 4 の 一 部 1 5 の 一 部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び半田町 3 3 字 1、2 に隣接する道路である市有地の全部		

次の区域を半田町 3 2 字江広に編入する。

町	字	地 番
半田町	1 8 字 合島	3 の 1 4 の 1 5 の 1 5 の 2 6 の 1 7 の 1 8 の 1 9 の 1 1 0 の 1
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部及び半田町 3 3 字 1 0 に隣接する道路である市有地の一部		

次の区域を半田町 3 3 字長田に編入する。

町	字	地番
半田町	32字 江広	23から30までの各一部
これらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部及び介在する道路である市有地の全部		

次の区域を半田町34字狭間に編入する。

町	字	地番
半田町	33字 長田	18から26までの各一部 27の1の一部 27の2の一部 34の2の一部 34の3の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を半田町35字大谷に編入する。

町	字	地番
半田町	31字 二本橋	14の一部 15の一部 16
	33字 長田	1から4まで 31から33まで
	34字 狭間	6の1 7の1 8から10まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を半田町42字宮西に設定する。

町	字	地番
半田町	35字 大谷	3から32まで 33から39までの各一部 67の一部 68 69 70の1の一部 71から77までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部		